

令和2年第5回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月15日（金）午後2時から午後2時37分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 （13人）

	1番	荒谷	隆
	2番	堰合	とし
	3番	阿部	範彦
	4番	久保	雅庸
	5番	浜谷	秀雄
	6番	坂	政和
	7番	長根	義則
	8番	郷州	公典
	9番	横道	文男
	11番	中城	司
	12番	土橋	剛
会長職務代理者	13番	百目木	憲一
会長	14番	久保沢	壽一

4. 欠席委員 （1人）

10番 大下 修

5. 出席農地利用最適化推進委員（9人）

石鉢地区	森	正浩
鳥屋部地区	鹿原	仁
金山沢地区	向井	成男
田代地区	水合	達徳
登切地区	清水頭	保孝
赤保内地区	野沢	昭
大蛇地区	笹山	勝彦
道仏地区	糸坪	岩雄
小舟渡地区	大平	義治

6. 欠席推進委員 （0人）

7. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第 4号 農地の転用事実に関する照会について
- 第4 報告第 5号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- 第5 議案第 15号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について
- 第6 議案第 16号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について
- 第7 議案第 17号 農地利用集積計画の決定について

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長)	地 代 所 誠
副参事 (事務局次長)	清 水 恵 美 子

9. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 9 名です。 農業委員の数が定足数に達していますので、令和 2 年第 5 回階上町農業委員会総会を開会します。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。 会議録署名委員は、議長において、5 番 浜谷委員、6 番 坂委員を指名します。 日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり。)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定します。 これより、議事に入ります。 日程第 3、報告第 4 号「農地の転用事実に関する照会について」の件を議題とします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第 4 号</u>について朗読いたします。 <u>1 ページ</u>をお願いします。【案件朗読】</p> <p>報告第 4 号番号 3 の詳細について説明いたします。 本件は、青森地方法務局八戸支局より昭和 56 年 8 月 28 日付け農林水産構造改善局長通知に基づき、依頼の日から 2 週間以内に回答することとされておりますので、局長により報告したことについて、農業委員会へ報告するものです。 本農地は、平成 12 年 8 月に隣接する農地を転用した際に残地として残ったもので、面積も小さく、傾斜地となっていることから、今後農地として利用することは不可能と思われる土地であり、現状も小木や雑草が繁殖している状態なので、現況を非農地（雑種地）として報告したものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の森推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3月31日、会長、局長、郷州委員、行政書士と私の5人で現地確認いたしました。詳細については、局長の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第4号の件を終了いたします。 日程第4、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」の件を議題とします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第5号</u>について朗読いたします。 <u>2ページ</u>をお願いします。【案件朗読】</p> <p>報告第5号の詳細について説明いたします。 番号1は、農地法第3条により賃貸借していた農地について、貸借期間完了日をもって解約することについて、双方で合意したので農地法第18条第6項の規定による通知書を作成し、農業委員会に届け出があったもので、その受理したことについて、直近の農業委員会に報告するものです。</p> <p>補足となりますが、農地法第3条による賃貸借については、その期間満了日の6月以上前に解約の申し出がない場合には、農地法第17条の規定により、自動的に同等の契約が更新されたこととみなすことが出来るとされているので、必ず解約書の作成及び農業委員会への届出が必要となり、そのまま放置すると解約したことにならないこととなるものです。</p> <p>ちなみに、農業経営基盤強化法及び中間管理法による貸借については、第17条の適用が除外されているので、期間満了と同時に契約は解除となります。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第5号の件を終了いたします。 日程第5、議案第15号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第15号</u>について朗読いたします。 <u>3ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第15号番号1の詳細について説明いたします。 本申請は、農地法第4条の申請ですので、自己所有地を転用する申請となり、当町農業委員会では、県より権限移譲を受けていることから、3,000㎡未満については独自で決定する権限がありますが、申請面積が合計で6,992㎡となり、県常設審議委員会の意見を徴し、「異存なし」の場合に限り許可することが出来るものです。 申請の内容ですが、申請者は、平成14年ごろ半農半漁から漁業中心へと経営を転換しており、当初は漁網等を保管、修繕する場所については、近所に借地して行って来ましたが、今般、急遽、借地の返還を要求されたことにより、移転先を検討した結果、自己所有地の中で本農地が必要とする面積があり、平坦で土地の切り盛り等もなく、費用を掛けずに利用することができるなどの諸条件が整っている土地が他になかったもので、選定することとしたものです。 申請された農地については、集落の外れに位置し、他の農地とは接していないなど、小規模で生産性の低い農地と判断されますので、その他の2種農地と判断したもので、代替地の検討についても前段の理由等により妥当と思われるので、許可相当と判断したものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の笹山推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	5月11日、会長、局長、荒谷委員と申請者及び土地家屋調査士、私の6人で現地を確認いたしました。詳細については、局長の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。
委員	(「質問なし」との声あり)
議長	無いようですので、採決いたします。議案第15号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
委員	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第15号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は、原案のとおり承認されましたので、県常設審議委員会の回答を待って決定することとします。 日程第6、議案第16号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、 <u>議案第16号</u> について朗読いたします。
事務局	<u>4ページ</u> をお願いします。【議案朗読】 議案第16号番号1の詳細について説明いたします。 本農地は、隣接する土地を資材置き場として利用している、申請者が資材置き場を拡張するため申請するものです。 本農地の場所は、階上町都市計画の第1種住居地域に指定されている区域の中にある農地ですので、第3種農地となりますので、許可相当するものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。
議長	ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の糸坪推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	5月11日、会長、局長、浜谷委員と行政書士、私の5人で現地を確認いたしました。詳細については、局長の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。
委員	(「質疑なし」との声あり)
議長	無いようですので、採決いたします。議案第16号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
委員	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第16号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は原案のとおり承認します。 日程第7、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、 <u>議案第17号</u> について朗読いたします。 <u>5ページ</u> をお願いします。【議案朗読】
事務局	議案第17号の詳細について説明いたします。 番号4から番号6まで申請者がこれまで基盤法により賃貸借を行ってきた農地で、今回更に5年間、期間を延長するため申請されたものです。 申請者はこれまでも適正に借地を管理してきており、今後も継続されると見込めることから、計画の決定は妥当と考えるものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。

委員	<p>(「質疑なし」との声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」の件は原案のとおり承認します。</p>
	<p>これにて、本会議に付議された全議案が終了しました。 以上をもちまして、令和 2 年第 5 回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。 礼。 直れ。 ご着席ください。</p>
	<p>令和 2 年 5 月 15 日</p>
	<p>議事録署名者 議長 <u>久保沢 壽一</u></p>
	<p>5 番 <u>浜谷 秀雄</u></p>
	<p>6 番 <u>坂 政和</u></p>